

## ① 長与町の教育行政について

## (1) 教育委員会制度について

教育委員会制度は、戦後、GHQの指導の下、教育行政の自主性、独立性などを確立するために作られた制度である。その後、昭和31年に従来の教育委員会法が廃止され、現在の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」のもとで整備が進められてきた。そして、平成27年4月の改正法は59年ぶりの改正となる。これは、「責任の明確化」「政治的中立性・安定性・継続性」が必要であることから首長と教育委員会が一体的な協議・調整をすることにより、教育政策の方向性を共有し執行にあたることのできることを目指した。また、平成23年の大津市で起きたいじめによる自殺事件の際、学校・教育委員会が十分な対応ができず、一人の生徒の命を救えなかったことの反省でもであるとされている。本町においても、昨年4月から新制度に切り替わったが、昨今、様々な課題が山積しているといわれる中、教育の現状がどのようになっているのか以下の点を質問する。

(ア) 総合教育会議は昨年1回開催されているが、今後のスケジュールはどうなっているのか。

(イ) 教育大綱が策定されているが、首長としての考えは網羅されているのか。

(ウ) 改正から1年半を過ぎているが、教育現場への影響はあるのか。

## (2) 教員の負担軽減と中学校部活について

部活動が教員の多忙化に拍車をかけていると言われている。ある調査では、教師の多くが授業や学級づくりに時間が取れないと感じており、教師歴に関係なく、教師全体に多忙感があるという結果が出ているようである。このような中、中学校ではこれに部活動が加わる。1時間の授業の準備時間は3時間とも聞いているが、それが十分に取れないということは、生徒の学力にも関わってくるのではないかと考える。これを少しでも解消するため熊本県では社会体育への移行、連携という形での軽減を図っている。本町の現状、今後の教員の負担軽減の観点からの考え方を伺う。

(ア) 教員の労働状況など、アンケート調査を行ったことはあるか。

(イ) 部活動顧問教員の現況はどうか。

(ウ) 小学校は社会体育に移行しているが、中学校では問題点があるのか。